議案第 99 号 議決第 号

> 始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例の件

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正 したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定 に基づき、議会の議決を求める。

 2020年 (令和2年) 11月27日提出

 始 良 市 長 湯 元 敏 浩

始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例

第1条 姶良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成 22年姶良市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 姶良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部 を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月 1日から施行する。